

平成 28 年 7 月 28 日

各 { 都道府県
保健所設置
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 6 項
の適切な運用について（通知）

感染症対策の推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

過日、解剖の結果感染症へのり患が判明したものの、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 6 項に基づく届出が行われず、感染症対策に遅れが生じるという事案が発生いたしました。

こうした状況を踏まえ、感染症法第 12 条第 6 項の解釈等について、別添のとおり公益社団法人日本医師会長、一般社団法人日本解剖学会理事長、一般社団法人日本感染症学会理事長、一般社団法人日本病理学会理事長及び特定非営利法人日本法医学会理事長宛て通知しましたので、御承知おき願います。

なお、別添の 5 について相談があった場合には感染予防策を講じる必要性等を考慮し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。